

# 就業基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人府中市シルバー人材センター（以下「センターという」）の会員の就業に当たり、共働・共助の理念に基づき、より多くの会員に公平な就業機会を提供するとともに就業場所の活性化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(就業時間等)

第2条 一会員の1週間当たりの就業時間は、概ね20時間とする。

2 一会員の一月当たり就業日数は、概ね10日とする。

3 前2項に定める就業時間の範囲内においては、複数の業務に就業できるものとする。

(契約期間等)

第3条 会員の就業機会の公平性を確保するため、次のとおりの契約期間とする。

(1) センターと会員との契約期間は、最大3カ月とし、就業等に特段問題がない場合は、更新できるものとする。

## ① 更新方法

3か月の期間満了の1週間前までにセンターが、契約を更新しない旨を通知しない会員については、就業の継続を認め、3カ月間づつの自動更新方式とし、さらに3期（通算連続4期）の継続を可能とする。

ただし、別表2に定める就業場所等において就業継続を認めた会員については、最大12期3年間を限度として同一業務に従事することができるものとする。

## ② 特例措置

専門技術・特殊技能を要すると認定された職種や、就業代替者（就業希望者・就業適格者）がなく業務に支障を来たす場合、又は発注者からの要望等がある場合については、この限りではない。

③ 前①②の該当者の継続意志確認及び業務実績等を調査するため、調査票の提出や面談により確認をすることができるものとする。

(2) 就業上の安全リスクがある職種（自動車運転等）や、判断ミスがトラブルを誘発する可能性の高い職種（施設管理・自転車整理等）については、年齢ガイドラインを別表1のとおり設定し、該当年齢に到達した3月末以降は指定業務に従事できない。

ただし、専門の技術や技能を要するもの、発注者からの要望がある場合は除くものとする。

2 前項第1号の規定により就業期限に達した者で、引き続き就業を希望するときは、現在就業している場所以外の就業場所に変更して就業できるものとする。ただし、文化センターの

就業は2か所までに限るものとする。

(就業の停止等)

第4条 就業している会員がセンターの信頼を損なう行為や業務上適正を欠くと認められる場合は、その業務への就業等の停止を行うことができる。

2 就業を停止等にした会員に対しては、適正を判断し、可能と思われる他の業務の提供に努力するものとする。

3 就業している会員が傷病又はその他の理由により、引き続き10日以上就業することが困難な場合（見込まれる場合を含む）は、その就業を停止等にすることができる。

(就業公開募集)

第5条 別表2に規定する就業場所に就業を希望する会員は、就業公開募集（以下「公募」という）に応募することを原則とする。

2 応募した会員については、関係委員会による書類選考、面接を行い、その評定等をもとに適格者を決定する。

3 前項の判定に際して、原則として以下の順位とする。

(1) 入会后1年以上未就業の会員

(2) 応募時に未就業の会員

(3) 就業が満了する会員

(4) 現在就業中の会員

4 公募の判定で就業が可能とした会員は、就業開始前に関係委員会による研修及び当該就業先において研修を実施する。

5 公募した結果、当該就業先に応募者がいない場合や判定の結果適任者が得られなかった場合は、当該就業先で就業期間が満了予定の会員や就業可能会員と関係委員会及び事務局が面接の上、就業者を決定する。

(就業確認書の交付)

第6条 就業を決定した会員には、就業確認書を交付するものとする。

(改廃等)

第7条 この基準の改廃及び取扱いに関して必要な事項は、理事会において決定する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第3条1項第2号関係)

職 種	上 限 年 齢	備 考
自動車の運転業務	満80歳	
高所の植木剪定作業	満78歳	
草刈機の操作	満80歳	
自転車誘導業務	満80歳	
施設管理業務	満78歳	

別表2 (第5条第1項関係)

文化センター、グリーンプラザ、体育館、陸上競技場、グラウンド管理所、ふれあい会館  
市役所駐車場、府中市有料駐車場、女性センター、教育センター、市庁舎自転車等管理  
都立多摩職業能力開発センター